



府食第700号
平成30年11月13日

農林水産大臣
吉川 貴盛 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成30年11月7日付け30消安第3807号により農林水産大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた牛結核病診断薬（牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD）を使用した牛由来の食品の安全性に係る食品健康影響評価について、下記のとおり回答いたします。

記

牛結核病診断薬（牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD）については、疾病の予防を目的とする動物用生物学的製剤ではないが、本製剤の主剤は牛型結核菌由来牛ツベルクリン精製タンパク質又は鳥型結核菌由来鳥ツベルクリン精製タンパク質であり、主剤の病原体は不活化処理されている。また、使用されている添加剤は動物用ワクチンの添加剤として食品健康影響評価を受けた成分である。

したがって、牛結核病診断薬（牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD）を使用した牛由来の食品の安全性に係る食品健康影響評価については、平成16年12月9日付け府食第1234号を踏まえ食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものと認められる。